

津市市民活動センターの施設の整備及び利用料金の設定について

1 目的

津センターパレスにおける津市まん中老人福祉センターなどの設置に伴い、津市市民活動センターの施設配置を変更するとともに、津市まん中交流館を津市市民活動センターに併合して施設を整備することにより、多様な市民活動の促進、にぎわいづくりなどの交流機能の創出を図ります。

2 施設の整備（3－参考 2）

- (1) 津センターパレス 2 階の会議室 1、2 及び 3 を、地下 1 階に移転し、会議室 A、B 及び C として設置します。
- (2) 3 階にミーティングルームを新しく設置します。
- (3) 地下 1 階の津市まん中交流館のレクリエーション室及び研修室並びに設備器具を、津市市民活動センターの施設等として引き続き活用します。

3 利用料金の設定

- (1) 新たに設置する施設の利用料金は、現行の会議室の料金を参考に設定します。

施設	使用区分	使用時間 1 時間当たりの利用料金
会議室 A	営利又は宣伝を目的とする場合	6 0 0 円
会議室 B ミーティングルーム	その他の場合	3 0 0 円
会議室 C	営利又は宣伝を目的とする場合	4 0 0 円
	その他の場合	2 0 0 円

（参考：現行の会議室の料金）

施設	使用区分	使用時間 1 時間当たりの利用料金
会議室 1	営利又は宣伝を目的とする場合	1, 0 0 0 円
	その他の場合	5 0 0 円
会議室 2	営利又は宣伝を目的とする場合	6 0 0 円
会議室 3	その他の場合	3 0 0 円

- (2) レクリエーション室及び研修室並びに設備器具の利用料金は、現行の料金を継続し、設定します。

施設又は設備器具	使用区分	使用時間 1 時間当たりの利用料金
レクリエーション室 研修室	営利又は宣伝を目的とする場合	1, 0 0 0 円
	その他の場合	5 0 0 円
音響設備	一式	1 0 0 円
プロジェクター	1 台	1 0 0 円
スクリーン	一式	1 0 0 円

4 施行予定日

平成 2 5 年 7 月 1 日

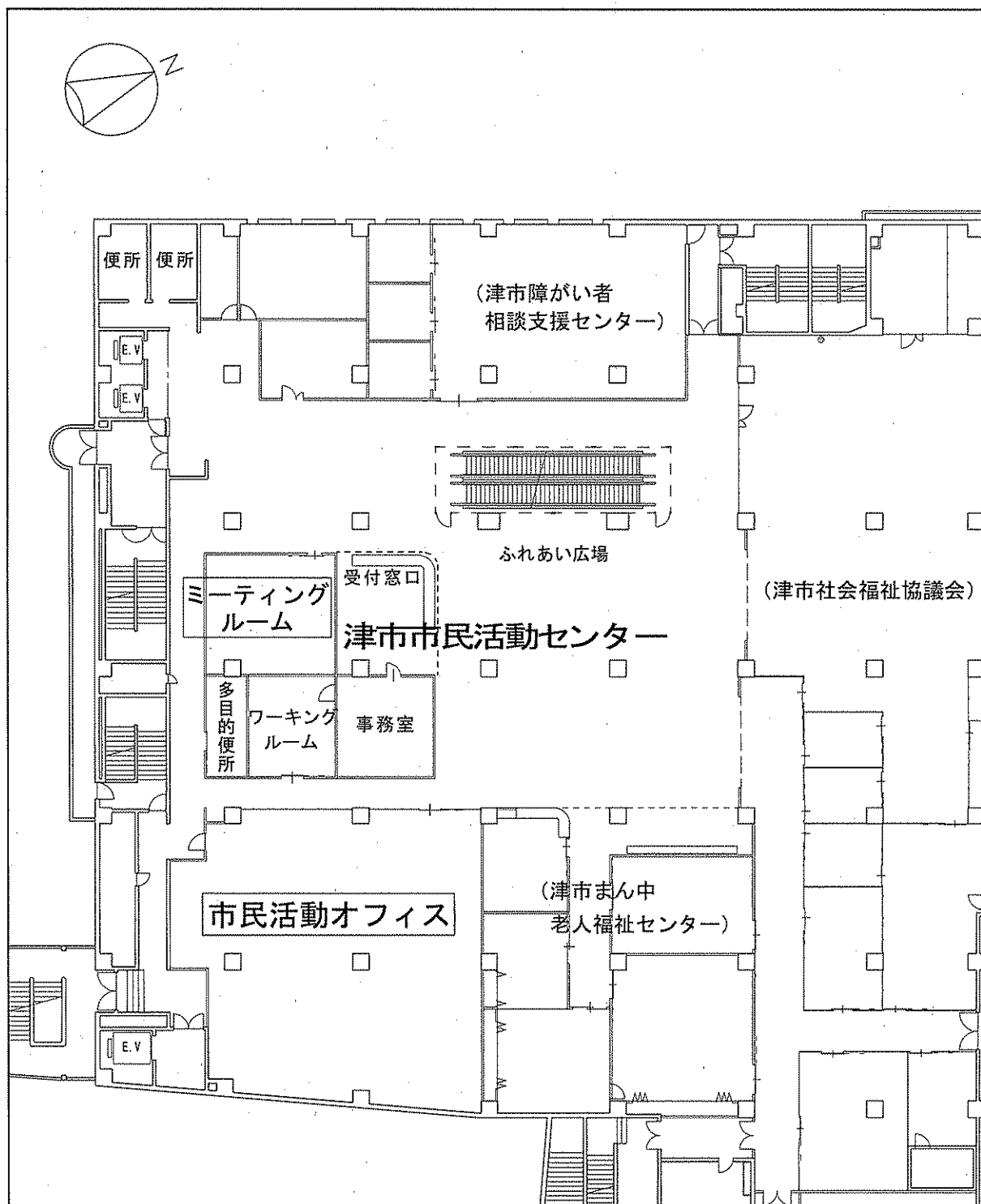
5 今後の対応

津市市民活動センターの設置及び管理に関する条例の一部の改正についての議案を平成 2 5 年第 1 回津市議会定例会へ提出する予定です。

なお、同議案により、津市まん中交流館の設置及び管理に関する条例を廃止する予定です。

津市市民活動センター施設配置図

3 階



地下1階

